

保険医療機関の管理者に関する疑義解釈及び事例集

【疑義解釈】

問1 令和8年4月1日(施行日)に保険医療機関の指定を受ける保険医療機関の管理者又は同日付けで保険医療機関の管理者となる者は、施行の際現に保険医療機関の管理者である者として、改正法附則第7条による経過措置(参考:施行通知 第1の4(1)①)を適用してよいか。

(答) 差し支えない。

問2 病院又は診療所の移転等に伴う保険医療機関の指定について、いわゆる遡及指定(※)が行われ、指定前後において、当該保険医療機関の管理者が同一である場合は、改正法附則第7条による経過措置(参考:施行通知 第1の4(1)①)を適用してよいか。

※ 遡及指定とは、保険医療機関の開設者の変更等により、保険医療機関を一度廃止し、再度指定を受ける必要がある場合において、患者が引き続き当該保険医療機関にて診療を受けている等の一定の要件を満たした際に、例外的に過去の日付に遡って再度指定を行うこと。

(答) 差し支えない。

問3 病院又は診療所の移転等に伴う保険医療機関の指定について、いわゆる遡及指定が行われ、当該保険医療機関について、令和8年4月1日に遡って指定が行われた場合であって、同日付けで当該保険医療機関の管理者の変更も行われた場合は、改正法附則第7条による経過措置(参考:施行通知 第1の4(1)①)を適用してよいか。

(答) 差し支えない。

問4 令和8年3月31日に臨床研修を修了する者は、実際に医籍・歯科医籍に登録されるのは少し先になるが、施行の際現に臨床研修等修了医師又は臨床研修等修了歯科医師である者として、改正法附則第8条による経過措置(参考:施行通知 第1の4(1)②)を適用してよいか。

(答) 差し支えない。

問5 複数の医療機関における診療従事経験を持つ者について、保険医療機関の管理者の要件を満たすか否かを判断する際、法第63条第3項第2号又は第3号に掲げる病院又は診療所における診療従事経験がある場合は、当該病院又は診療所が保険医療機関の指定を受けているのであれば、療担規

則第 11 条の 4 第 6 号によるのではなく、同条第 1 号により判断をしてよいか。

(答) 差し支えない。

問 6 療担規則第 11 条の 4 第 5 号に規定する「矯正医官、医師又は歯科医師である自衛官その他の公務員」とは、医師、歯科医師としての専門知識を活用して正規職員として勤務する公務員を指すとのことだが、具体的にどのような者が含まれるのか。

(答) 例えば、法務省の矯正医官、医科・歯科幹部自衛官、外務省の在外公館医務官、厚生労働省の医系技官・検疫医官、各自治体の公衆衛生医師、特別職の国家・地方公務員などが含まれる。

問 7 地方厚生（支）局に対して、保険医療機関の管理者に係る申請を行う際に添付する書類に記載する勤務歴は、当該者のこれまでの全ての勤務歴を記載する必要があるのか。

(答) 要件を満たしている旨がわかる経歴のみを記載することで差し支えない。

問 8 保険医療機関の管理者の変更を保険医療機関等電子申請・届出システムにて行う際、画面上に「健康保険法第 70 条の 2 第 1 項に掲げる管理者の要件を満たした場合は、要件を満たすことを確認できる書類を添付して申請」とあるが、「要件を満たすことを確認できる書類」とは具体的に何か。

(答) 次の URL の「5. 手続」に掲載している様式を参照されたい。なお、今後、各地方厚生（支）局の HP においても同じ様式を掲載する予定である。

- ・厚生労働省 HP 「保険医療機関の管理者の要件・責務について」  
([https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_70739.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_70739.html))

## 【事例集】

事例① 保険医となって10年目の医師であるが、病院での勤務経験は臨床研修中の2年間のみ。この場合、施行日以降、保険医療機関の管理者となることができるのか。

(答) 管理者になることが可能。令和8年4月1日時点で臨床研修を修了されているので、病院・診療所を問わず保険診療その他管理及び運営に関する業務に従事した経験が3年以上ある場合は、改正法附則第8条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)②）により、管理者の要件を満たすこととなる。

事例② 令和8年4月1日付けで保険医療機関の指定を受ける保険医療機関の管理者となる予定であるが、同日時点では管理者の要件を満たすことができないが、管理者となることができないのか。

(答) 管理者になることが可能。令和8年4月1日付けで保険医療機関の指定を受ける場合については、改正法附則第7条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)①）により、同日から3年間は引き続き同一保険医療機関の管理者となることが可能。また、この3年間の間に、改正法附則第8条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)②）を満たすことで、3年日以降も引き続き当該保険医療機関の管理者であり続けること、また別の保険医療機関に異動した際に管理者となることが可能となる。

事例③ 令和8年4月1日時点において、歯科診療所の管理者をしているが、1年の臨床研修修了後すぐに開業したため、過去に保険医療機関の管理者の要件を満たす経験がない。同日に管理者を辞めなければいけないのか。

(答) 管理者になることが可能。令和8年4月1日時点で保険医療機関の管理者である方は、その時点で要件を満たしていなくとも、改正法附則第7条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)①）により、令和11年3月31日までの間は、同一診療所の管理者として勤務することが可能。他の保険医療機関において管理者として勤務する場合や、令和11年4月1日以降に管理者として勤務する場合は、改正法附則第8条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)②）を満たすことで、臨床研修中の経験を含めて、病院・診療所を問わず保険診療その他管理及び運営に関する業務に従事した経験が3年以上必要となる。

事例④ 令和8年3月31日に臨床研修を修了するが、管理者になるためには、あと何年働く必要があるか。

(答) 令和8年4月1日時点で臨床研修を修了されているので、改正法附則第8条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)②）を満たすことで、臨床研修中の経験を含めて、病院・診療所を問わず保険診療その他管理及び運営に関する業務に従事した経験が3年以上となれば、管理者の要件を満たすことが可能。従って、医師の方はあと1年、歯科医師の方はあと2年の経験が必要となる。

事例⑤ 臨床研修修了後、民間企業に就職し、その後現在に至るまで臨床研修以外で診療に従事した経験がない。令和8年10月に、実家の診療所を継ぐことを考えているが、管理者となることができるか。

(答) 管理者となることはできない。令和8年4月1日時点で臨床研修を修了されているので、改正法附則第8条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)②）を満たすことで、臨床研修中の経験を含めて、病院・診療所を問わず保険診療その他管理及び運営に関する業務に従事した経験が3年以上となれば、管理者の要件を満たすことが可能。従って、医師の方はあと1年、歯科医師の方はあと2年の経験が必要となる。

事例⑥ 令和8年度末に専門研修プログラムを修了する予定。令和9年4月に診療所を開設しようと考えているが、専門医認定試験に合格するまで、管理者となることができないのか。専門研修プログラムにより、診療所での勤務期間もあるため、病院における3年間の診療従事経験を満たさない。

(答) 管理者になることが可能。専門研修プログラム修了後、専門医認定試験の受験待ち・合否発表待ちの者等については、療担規則第11条の4第4号に規定する「これに準ずる者」として、要件を満たすこととなる。

事例⑦ 現在、保険医療機関の管理者をしているが、以前保険医の登録を取り消されてしまい、現在は保険医ではない。保険医に再登録できない期間は、管理者となることができず、辞める必要があるのか。大変、反省している。

(答) 改正法附則第7条による経過措置（参考：施行通知 第1の4(1)①）により、令和8年4月1日以降3年間は引き続き同一保険医療機関の管理者であり続けることが可能。

一方で、保険医の登録をされていない者は、改正法附則第8条による経過

措置（参考：施行通知 第1の4(1)②）は適用されないため、

- ・同一保険医療機関であっても令和11年4月1日以降は管理者となることができない
- ・令和8年4月1日時点と異なる保険医療機関の管理者となることはできない

ことに留意されたい。